

平成28年第7回函館市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成28年7月13日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 橋田委員長, 小葉松委員, 佐藤委員, 須田委員, 山本委員

4 欠席委員

5 事務局 小林生涯学習部長, 木村学校教育部長, 佐藤生涯学習部次長,
鶴喰生涯学習部次長, 阿部管理課長, 寺本教育指導課長

6 傍聴者 1名

7 付議事項

日程第1 報告事項 ・国登録有形文化財の登録について

・教職員の懲戒処分内申の結果について

日程第2 議案第1号 平成29年度使用小学校用および中学校用教科用図書採択に関し, 議決を求めることについて

議案第2号 平成29年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に関し, 議決を求めることについて

日程第3 議案第3号 平成29年度使用高等学校用教科用図書採択に関し, 議決を求めることについて

日程第4 議案第4号 函館市学校教育審議会に対する諮問事項に関し, 議決を求めることについて

日程第5 議案第5号 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更に関し, 議決を求めることについて

日程第6 議案第6号 函館市学校教育審議会委員の解任に関し, 議決を求めることについて

議案第7号 函館市学校教育審議会委員の任命に関し, 議決を求めることについて

日程第7 議案第8号 函館市社会教育委員の解任に関し, 議決を求めることについて

議案第9号 函館市社会教育委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて

日程第8 協議事項 開かれた教育委員会の展開について

(2)いじめへの対応について

■橋田委員長

○ 開会宣言 午後1時30分

○ 議事録署名人に, 小葉松委員, 佐藤委員を選任。

○ 本日の日程のうち, 日程第1, 報告事項「国登録有形文化財の登録について」から日程第3, 議案第3号「平成29年度使用高等学校用教科用図書採択に関し, 議決を求めるこ

とについて」を「秘密会」としたいがいかがか。

- 異議がないので、秘密会とさせていただきます。
- それでは、日程第1，報告事項の1点目「国登録有形文化財の登録について」報告を求める。

(秘密会につき，会議録省略)

- 次に，報告事項の2点目「教職員の懲戒処分内申の結果について」報告を求める。

(秘密会につき，会議録省略)

- 報告事項はこれで終了する。
- 次に，日程第2，議案第1号「平成29年度使用小学校用および中学校用教科用図書採択に関し，議決を求めることについて」および議案第2号「平成29年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に関し，議決を求めることについて」を一括諮る。

(秘密会につき，会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第1号および議案第2号については，原案のとおり可決する。
- 次に，日程第3，議案第3号「平成29年度使用高等学校用教科用図書採択に関し，議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき，会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第3号については，原案のとおり決定する。
- 傍聴者の入室を許可する。

(傍聴者入室)

- 次に，日程第4，議案第4号「函館市学校教育審議会に対する諮問事項に関し，議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第4号，「函館市学校教育審議会に対する諮問事項に関し，議決を求めることについて」説明する。
- 学校再編については，これまで函館市立小・中学校再編計画に基づき，第1期として，第2グループの中学校，第2期として，第1グループの中学校の再編を決定し，また，今月6日，第2グループの小学校の再編および南茅部地区の尾札部中学校と臼尻中学校の統合について，学校教育審議会から答申を受けたところである。
- 再編計画を策定してから，4年が経過しているが，この間の児童生徒数の減少が著しく，今後も引き続き減少傾向が見込まれることから，望ましい学校規模の確保を図るために早急に再編を進めていく必要があるため，今後の再編対象校の組み合わせおよび統合後の学校数について，函館市教育委員会としての案を別表のとおり決定し，再編対象校の通学

区域の設定および変更等について学校教育審議会に一括して諮問することについて諮るものである。

■橋田委員長

- 議案第4号について、何かあるか。

■佐藤委員

- 事務局が示した統合校のグループは十分検討したものか。例えば、神山小と赤川小は距離が随分と離れている。これは、通学に支障が出るのではないか。

■橋田委員長

- 学校教育部長に確認したいが、学校教育審議会でも現地調査をし、きちんと確認しての案なのか。

■学校教育部長

- 今回示している案は、委員会事務局の案なので、議決後に学校教育審議会に諮問し、現地調査等を行う予定である。各学校のグループ分けについては、平成24年3月に決定した再編計画に基づくものである。距離等については、地区によっては、スクールバスの対応が出てくるものと考えている。小学校4キロ、中学校6キロという基準、歩いて1時間程度という基準があるので、それぞれのグループで十分検討していきたい。

■佐藤委員

- グループ分けの変更は考えられるのか。

■学校教育部長

- グループ分けを変更する考えはない。

■佐藤委員

- 例えば、神山小と中央小は距離的に近い。なので、どちらかの児童数が減ってきた際に、その2校を統合するという事も考えられるかなど。あと、石川地区が人口が増えてきて子どもの数も増えている。桔梗小中の教室数が不足する可能性もあるようなので、それであれば、もう少し柔軟にグループ分けを考えてもいいのではないか。

■学校教育部長

- 基本的なグループ分けについては、再編計画に基づいたものである。今後、地域に対して説明していく中で、理解を得られない中で統合を進めていくことはできないので、再編後の学校数については今後、変更が生じるかもしれない。また、石川地区であるが、今後、児童生徒数が増える見込みというのは、私どもも十分認識しており、再編計画の策定には、それを見込みながら作成した経過がある。

■橋田委員長

- 議案第4号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第5、議案第5号「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第5号、「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 本議案は、伝建地区保存計画策定時、昭和63年12月に伝統的建造物に指定していた、末広町18番25号に所在する「旧仁壽生命函館支店」の「主屋」および「蔵」について、平成2年に伝統的建造物に対する固定資産税を非課税とする地方税法の一部改正が適用された際に、当時の所有者から同意書の提出が得られなかったことから、伝統的建造物から削除したが、今回、現在の所有者から同意書の提出があったので、改めて伝統的建造物として決定し、函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を変更しようとするものである。
- 建造物の概要であるが、大正10年に建築された、洋風の建築意匠からなる歴史的建造物で、特徴としては、白亜の洋館で建物中央の縦筋模様の浮き彫りや、上部のテラコッタの装飾がなされている。
- なお、本件については、本年6月22日付で、函館市都市景観審議会に対し諮問したところ、7月5日付けで異議のない旨、答申書が提出されていることを報告する。

■橋田委員長

- 議案第5号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第5号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第6、議案第6号「函館市学校教育審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」および議案第7号「函館市学校教育審議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第6号および議案第7号の2件について、順次、説明する。
- まず、議案第6号、「函館市学校教育審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、平成29年8月31日まで任命していた委員25名のうち、前原 聡子氏について、退職により解任するものである。
- 次に、議案第7号、「函館市学校教育審議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」であるが、解任する委員の後任として、土川 千枝氏を任命しようとするものである。任命期間については、前委員の残任期間となっている。

■橋田委員長

- 議案第6号および議案第7号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第6号および議案第7号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第7、議案第8号「函館市社会教育委員の解任に関し、議決を求めることについて」および議案第9号「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第8号および議案第9号の2件について、順次、説明する。
- まず、議案第8号、「函館市社会教育委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、現委員 松浦 真一氏を平成28年7月13日をもって、解任しようとするものである。
- 次に、議案第9号、「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解任委員の後任として、相原 秀起氏を平成28年7月13日から前任者の残任期間である、平成30年3月10日まで、委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第8号および議案第9号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第8号および議案第9号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第8、協議事項「開かれた教育委員会の展開について」であるが、協議に入る前に事務局から配付資料について説明願う。

■寺本教育指導課長

- いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であるという認識にたち、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通して、児童生徒一人ひとりに徹底するものである。教育委員会としても、平成27年7月15日 函館市教育委員会教育長通知「いじめの問題に対する取組の徹底について」により、いじめ問題に対する取り組みを徹底するよう各学校で指導してきているところである。
- 「いじめの態様」については、全国的な傾向と大差なく、「冷やかしかからかい」、「仲間はずれ」、「軽くぶつかられる」等が上位である。「いじめの発見」については、国は「アンケート調査」によるものが圧倒的に多いのに対し、函館市は、「本人・保護者からの訴え」「学級担任による発見」が多い。この数値から、函館市の教員は、日々の教育活動において、児童生徒および保護者との信頼関係が強く築かれているため、直接訴えてきたり、相談したりするケースが多いことや学級担任による発見が多いことから、授業における子どもたちの様子を見取りや、日々のふれあい活動等においての関わり合いなどを通して、いじめの認知に対し、積極的であることがうかがえる。函館市の現状については、きめ細かな学級・学年経営の充実を図ることで、教師と子ども、および、子ども同士によりよい関係に基づく支持的な風土が醸成され、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取り組みに大きな効果を発揮していると考えられる。教育委員会としては、今後も、いじめの未然防止に向け、子どもたちの安心・安全を約束できる学級・学年経営が推進されるよう、研修会の充実や各学校への指導助言を行っていきたい。
- 次に、いじめ防止に向けた国・道・函館市の取り組みについて説明する。国の動向としては、平成25年9月に、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、平成25年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定している。これにより、各学校は、「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌して「学校いじめ防止基本方針」の策定が義務付けられており、函館市内の各学校においては、平成25年度末までに、すべての学校において策定し、平成26年4月1日から施行している。
- 北海道の動向としては、平成26年4月から「北海道いじめ防止等に関する条例」を施行し、平成26年8月には、「北海道いじめ防止基本方針」を制定している。

- 函館市としては、平成7年より、函館市いじめ等対策委員会を設置し、いじめの問題、ならびにこれに付随する問題の実効ある解決策を見出すために、協議を重ねるとともに、学校などの関係機関との連携を深めてきた。
- 今後、国の基本方針や道の方針等を参酌し、函館市におけるいじめ防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示し、対策を総合的かつ効果的に推進するためにも、「函館市いじめ防止基本方針」の策定に向けて、取り進めていきたいと考えている。
- 本方針の骨子は、お手元の函館市いじめ防止基本方針の概要としている。今後、関係部課による精査や、パブリックコメント等を経て、方針を作成する予定である。

■橋田委員長

- ただいまの説明も踏まえ、何か意見はあるか。

■小葉松委員

- 非常に強い違和感がある。いじめられた生徒の相談状況について、担任と保護者が多いということをポジティブに捉えている説明であったが、全く逆だと思った。全く相談できていない子どもたちがたくさん居るのではないかということが危惧される。そもそもいじめの話をするのであれば、いじめの定義を考える必要がある。子どもが自分はいじめられていると感じることがいじめの定義であるとすれば、例えば、いじめられキャラの子どもたちは、周りは面白がっているかもしれないが、本人は傷ついているのかもしれないので、いじめに該当する可能性もある。実情的には、そこまで深刻に考えないのではないか。集団の中での立ち位置を、いじめられキャラになることによって作っている子どもたちも少なからずいるのではないか。このような調査やいじめ防止基本方針、最初に課長が話した、絶対にいじめはいけないという強い表現が、逆にいじめられキャラの子たちの悩ましい状況を作っているのではないかということ、昨年の総合教育会議でも言った。強い対策となっていくことが、逆の状態を生み出している危険性についても、考慮する必要がある。大人になっても、いじめに近いものはある。子どもたちが、この社会で生き抜いていく力を養うには、いじめに関して禁止する動きばかりではなく、いじめられたときの対応についても目を向ける必要がある。

■橋田委員長

- 昨年の総合教育会議でも話題に出たが、いじめに対する認識の共通化を図りたいと考えている。いじめの定義であるが、東京学芸大学の江川教授は「いじめとは、同じ集団内に生じる、集団的かつ一方的な攻撃的行動であり、心理的、身体的、物理的に、その相手に苦痛を与えたり、害を与えたりする行動である」としている。
- いじめの特質については、日常化やゲーム化していることによって、ただ、遊んでいるように見えるため見過ごす。また、ラインを使うなどいじめが巧妙化や陰湿化している。
- 学校現場で、絶対にいじめを出さないという目標を掲げることは悪くないと思っている。先生の間では届かないということで、児童会や生徒会が熱心に取り組んできた。そういう点からいくと、いじめられる者への援助的な指導という視点が重要となってくる。まずはいじめられる辛い気持ちの共感的理解が必要だ。いじめられる原因の模索と解消についても重要となるだろう。また、先ほど小葉松委員からも話があったが、あえていじめられないためにいじめられキャラとして振る舞う子どももいるだろう。いじめられた子は、小学校、中学校できちんと対処できなければ、高等学校や社会に出てもいじめられると思っている。いじめられる大きな原因の1つに自分への自信のなさがあると思われるので、自信を持たせることによって、多少は解決できるかなと。一番大切だと考えているのが、正当な自己主張の技術を身につけさせることであると認識している。これを身につけさせる

ことができれば、いじめられる寸前になればきちんと表現できるようになる。なので、幼児教育などできるだけ早い段階で指導する必要がある。

- いじめ根絶という観点で言えば、いじめる者への指導も必要となる。学校は、いじめの事実を確認することに時間がかかる。人間に嫉妬心がある限り、いじめの根絶は難しいだろう。しかし、我々は、いじめの根絶に向けた取り組みを進めていかなければならないとも考えている。
- いじめの発見については、保護者に訴えるようであれば心配はないと思っている。保護者に言わない、あるいは言えないで悩んで悩んで自殺してしまうケースが全国で見られる。早期発見に努めることが重要だ。
- いじめの発生の仕組みについてだが、欲求が満たされている子どもは、いじめはしないだろう。何かのストレスや心理的葛藤をきっかけとして、いじめに走ってしまう。この仕組みを理解していると、教員や保護者が指導を間違うことがないと思っている。
- 最後にいじめの構造であるが、もちろん加害者が最も悪いと思うが、観衆ではやしたてる子どもや傍観している子どもについてもいじめを強化する要素となるのではないかと考えている。この認識については、校長、教頭、生徒指導の教員が、保護者に対して、きちんと知らせる必要があるのではないか。
- 勉強できるというだけで近づかないということも考えられる。場合によっては、いじめに発展することもある。小学校のときはリーダーシップを発揮していた子が、中学校になってそうではないケースがある。学校の教員は、敏感に察知しながら、対応策を考える必要がある。

■須田委員

- 違った面から話をすると、私は、建築関係の仕事をしていて、現場で働いていた際には、事故をなくすためにはどうすればよいかということを考えていた。事故が起こる現場は便所が汚いという傾向がある。その解決策としては、流し忘れがあった場合には、事務所に報告するようにすることやきちんと流しましょうという張り紙をすればいいということが考えられる。しかし、事故をなくすための解決策にはならない。事故をなくすためには、なぜ流し忘れるのかということまでつっこんで考えないと根本的な解決にならない。といったときに、いじめがあったときの発見方法や相談状況についてばかりではなく、なぜいじめが起きたのかという原因の分析をし、どのような対策をしたのかということが、いじめの現状を把握するには大切だと思う。
- 委員長の意見についてあるが、自分できちんと表現できることが、1番いいが、そういうことができない子どもはたくさんいる。そういう子どもの身になって、考えることが必要だ。どうすればこの子はいじめられないかということを中心に考える。口に出せないというのがいじめられる子の特徴の1つでもあると思う。性格的な問題、環境の問題をどのように指導していくか、という手法を検討するべきだと思う。

■橋田委員長

- 学級の中で支持的風土を作れるかということが重要になってくる。これさえあれば、根絶は難しいかもしれないが、かなり数を減らすことができると思う。小規模校と大規模校でも違ってくる。小規模校であれば、お互いのマイナス面も認め合い、子どもたちが生活するということがあるかもしれない。一方、大規模校であれば、担任が特定の子どもにえこひいきを始めたら、一気にいじめの対象になり得る。管理職がどのように担任に指導できるかが大事だ。
- 口に出せない子どもというのは必ずいる。これは幼児教育から段階を踏んで指導する必要があるのではないか。

■学校教育部長

- なぜ、いじめられるかということは非常に難しい問題である。どこまで掘り下げるべきか、カウンセリングのいろんな手法がある。いじめられている事実があったとして、その子が今後どのように成長していくかについて、解決指向型のアプローチで子どもと教育相談をする。自分には、こういうことができそうだ、こういうことをやっていけばよいのかなというような形で、先を見越せるような気持ちにしてあげる必要がある。私が担任のときに生徒に話していたことは、いじめがあったときには、100%守ってあげるということを伝えていた。そうすることにより、この先生には、安心して相談できるという土壌を作り出していた。いじめはだめだということも大切だが、何かあったときに安心して相談できるような雰囲気を作ることがより大切だと認識している。そうすることによって、私がいじめ問題で最も大切だと感じている未然防止につながっていくと考えている。早期発見、早期解消というのは対症療法でしかない。未然防止のためにどれだけできるかということについて、函館市いじめ防止基本方針の中で示していきたいと考えている。

■小葉松委員

- 子どもたちの集団は非常に閉ざされている。そこで、自分の立ち位置を考えた結果、自らいじめられることによって、居場所を作っているケースもある。いじめられることを苦にしない子もいるだろうが、苦と感じる子は自分はいじめられていると捉えてしまうだろう。同じことをされても感じ方は人それぞれなので、外からは気付きにくい。いじめられていると感じたときの対処法を発信してあげるべき。
- いじめる側にも原因があると思う。いじめる子もいろいろな苦しいことがあったうっぶん晴らしとなっている部分もあるので、その子の背景もきちんと理解すべき。ただ、社会全体を見て思うのは、社会に余裕がないため、社会全体が子どもたちに影を落としているということもあるので、学校だけの問題ではないのだろうと思っている。なので、いじめる子にも不幸な面はあるだろうし、いじめられる子には、まずいと思ったら逃げるということを教えてあげるべきだと思う。

■橋田委員長

- 市立函館高校で、ピアサポートをしていた。この取り組みは、支持的風土を醸成するためのよい取り組みだと思う。これが、市内の小・中学校に広がると、いじめの未然防止になるし、安心して登校できるというきっかけにもなるのではないかと。ピアサポートでは、自分の意見表明を自由にさせていたので、自分から意見を表現するのが苦手な子も話せるようになるだろう。

■山本委員

- 函館におけるいじめの問題は、毎年いじめの認知件数はあるが、その年度内で解決をしている。事案が起きてからも早めの対処ができています。ただ、根絶というのがスローガンとしてありながら0にはならない。本人あるいは保護者、担任が発見しているということなので、子どもたちに目が行き届いているものと理解している。いじめ等対策委員会の存在もあるが、生徒会の活動を含めて、なくなってもいいかもしれないが、重大事態となる前に解決されていると捉えている。生徒会の目線や保護者、担任の目線がきちんと働いている。今後も継続していく必要があるだろうし、もっと深める必要があるだろうと考えている。

■小葉松委員

- 個人的には、いじめの問題で力を発揮してほしいのは、養護教諭とスクールカウンセラーである。個人的に養護教諭とはよく接点があるので、実力のばらつきが激しいという実

態があると捉えている。キーパーソンになり得る存在なので、養護教諭やスクールカウンセラーに対する研修を行い、機能を強化することも今後必要となるのではないか。保健室が機能していない学校は、子どもたちが可哀想だと思う。

■佐藤委員

- いじめの具体的な事例についても示してもらえれば、理解が深まると思う。

■橋田委員長

- 次回も引き続き「いじめへの対応について」協議を行うこととし、具体的な事例について、示してもらえればと思うがいかがか。

(異議なし)

- 次回のテーマについては、「いじめへの対応について」とする。

■終了宣言

- 午後3時17分

議事録署名人 小葉松 洋 子

〃 佐 藤 敬 一

調製者庶務係 若 崎 友 哉